Ⅱ　利益処分額			
積立金		3,454,535	
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるための目的積立金	3,883,610	3,883,610	7,338,145

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	2,698,733		
一般管理費	178,287		
財務費用	1,697		
雑損	2,105		
臨時損失	0	2,880,823	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 1,149,710		
入学金収益	△ 158,314		
検定料収益	△ 27,680		
公開講座収益	△ 1,156		
受託研究収益	△ 12,190		
共同研究収益	△ 2,848		
受託事業等収益	△ 29,960		
寄附金収益	△ 51,639		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 35,288		
資産見返寄附金戻入	△ 2,175		
財務収益	△ 10		
雑益	△ 36,084		
臨時利益	△ 5	△ 1,507,066	
業務費用合計			1,373,756
Ⅱ　損益外減価償却相当額			180,676
Ⅲ　損益外減損損失相当額			17,941
Ⅳ　損益外有価証券損益相当額（確定）			—
Ⅴ　損益外有価証券損失相当額（その他）			—
Ⅵ　損益外利息費用相当額			842
Ⅶ　損益外除売却差額相当額			74
Ⅷ　引当外賞与増加見積額			2,379
Ⅸ　引当外退職給付増加見積額			39,140
Ⅹ　機会費用			
政府出資の機会費用	2,276		2,276
ⅩⅠ　（控除）国庫納付額			—
ⅩⅡ　国立大学法人等業務実施コスト			1,617,089

注１　資産見返運営費交付金等戻入は、授業料を財源として購入した固定資産に係るものです。

注　記　事　項

国立大学法人会計基準

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しています。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しています。

なお、「特別経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しています。

また、業務達成基準取扱要項に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準にしていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　　２年～50年

構築物　　２年～50年

工具器具備品　２年～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人等会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等を財源として取得した償却資産については当該受託等期間で減価償却しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。